

「大門上池調節池広場」利用ルール

さいたま市
一般社団法人美園タウンマネジメント

2021年11月1日

大門上池調節池広場（以下、「広場」という。）は、「埼玉スタジアム 2002 公園と連携し、外から人を呼び込む賑わい・交流の場」、「地域住民が様々なスポーツや健康づくりができる場」の創出を目的として、河川調節池内に整備された施設です。

大門上池調節池は、河川氾濫防止等の治水対策施設としての機能を有しており、集中豪雨等により冠水する可能性があります。あくまでも調節池としての機能が最優先であるため、広場の利用を制限する場合があります。

広場の利用者は、調節池としての機能が最優先な広場であることを十分理解・了承したうえでご利用いただくものとします。

第1 ルールの改廃等

- (1) さいたま市（以下、「市」という。）及び一般社団法人美園タウンマネジメント（以下「美園 TM」という。）は本ルールを随時改定できるものとします。
- (2) 本ルールの改定はウェブサイト等にて周知し、その時点をもって全ての事項は改定後のルールに準じるものとします。
- (3) 本ルールに定める事項は、全て市及び美園 TM が解釈するものとさせていただきます。

第2 供用日・時間について

- (1) 広場の供用日は年中無休です。
- (2) 広場の供用時間は次表のとおりです。ただし、イベントや自治会等の地域団体が主体となった地域の行事・催事（以下、「イベント等」という。）の専用利用において事前に承諾を得ている場合はこの限りではありません（詳細は後述の「4 イベント等専用利用について」をご確認ください）。

| 月 | 供用時間 |
|--------|-----------|
| 4月～8月 | 7時～18時 |
| 9月～10月 | 7時～17時 |
| 11月～1月 | 7時～16時30分 |
| 2月～3月 | 7時～17時 |

第3 禁止行為について

- (1) 以下の行為は禁止となりますので、遵守してください。
- ① 調節池の機能を妨げること。
 - ② 広場を損傷し、又は汚損すること。
 - ③ 法令又は公序良俗に反する、またはその恐れがあること。
 - ④ 撤去が不可能な物件を設置すること。
 - ⑤ 土地の形質を変更すること。
 - ⑥ 反社会的勢力の活動を助長し、又は反社会的勢力の運営に資する恐れのあること。
 - ⑦ 布教活動、宗教活動、政治活動、違法なセールス、悪質な勧誘を目的としたこと。
 - ⑧ マルチ商法、無限連鎖商法等に関すること。
 - ⑨ 喫煙すること。ただし、イベント等専用利用の場合で、主催者において分煙のうえ指定喫煙場所を設けた場合は除きます。
 - ⑩ 動物を放し飼いすること。
 - ⑪ 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
 - ⑫ 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
 - ⑬ 火気を使用すること。ただし、イベント等専用利用の場合で承諾を受けたものは除きます（承諾を受けた場合でも、直火による焚火は禁止とします）。
 - ⑭ 許可なく専用利用すること。
 - ⑮ 立入禁止場所に立ち入ること。
 - ⑯ 供用時間外に利用すること。ただし、イベント等専用利用の場合で承諾を受けたものは除きます。
 - ⑰ ごみその他汚物を投棄・放置すること。
 - ⑱ 無人航空機（ドローン等）を飛行・操縦すること。ただし、イベント等専用利用の場合で承諾を受けたものは除きます。
 - ⑲ その他危険な行為や他人に迷惑のかかる行為をすること。

第4 イベント等専用利用について

- (1) イベント等の開催にあたり広場の一部又は全部を専用利用する場合は、事前に美園 TM へ申し込みのうえ、その承認を受ける必要があります。なお、美園 TM からの利用承諾の通知をもって申込成立となり、通知日以降は、第6（4）に記載されているキャンセル料の対象となりますのでご注意ください。
- (2) イベントが開催可能な区画は別紙「イベント開催可能区画図」のとおりです。なお、自治会等の地域団体が主体となった地域の行事・催事（“販売行為等の営業活動”でないもの）での専用利用の場合は、利用不可の箇所を除き利用可能です。
- (3) 広場全部の専用利用でない（一部の専用利用である）場合は、カラーコーン等で利用箇所を明示してください。

- (4) イベント等主催者は申し込みの内容を遵守するものとします。
- (5) イベント等の開催可能時間は原則 9 時から 22 時まで（準備・後片付けを除く）とします。
ただし、警備員を配置する等必要な措置を講じ、責任者による安全管理を徹底する場合はこの限りではありません。なお、広場には照明施設がないため、準備・後片付け時も含め「第 2（2）」の供用時間外の利用を伴う際は、イベント等主催者にて必ず照明等で明るさを確保してください。
- (6) イベント等開催時（準備・後片付け時も含む）は、責任者の方は必ず会場内に常駐し、安全管理や周辺環境への配慮を徹底してください。なお、イベント等開催時（準備・後片付け時も含む）に起きた事件、事故、トラブル、苦情、その他公序良俗に反する行為はイベント等主催者にて責任を持って対処いただくものとし、市及び美園 TM では一切の責任を負いませんので、あらかじめご了承ください。
- (7) 美園 TM が警備及び避難誘導體制について協議が必要と判断した場合には、イベント等主催者は事前に美園 TM と協議したうえで、美園 TM の指示に従ってください。この場合、警備、来場者等の整理、誘導等は主催者の責任と負担において主催者が行ってください。
- (8) 不測の災害や事故に備え、広場を利用する前に避難誘導方法等を確認するとともに、イベント等運営に携わる関係者に対して周知徹底してください。
- (9) 近隣に迷惑を及ぼすような音や振動、臭気等を発生させる行為は禁止となります。特に、音や振動を出す行為を行う場合は、イベント等主催者にて近隣説明を十分に行ってください。なお、22 時から翌 8 時までの間は、音や振動を伴う行為（準備・後片付けに関する行為も含む）は一切禁止となります。
- (10) 自動 4 輪車や自動 2 輪車のエンジン音等は自動車継続検査の範囲を超えるものは禁止となります。また、タイヤ痕が残る等の走行行為は禁止となります。
- (11) イベント等開催に際して必要な法令に定められた消防、警備、保健所への届出及び許可申請は、主催者の責任において確認をお願いいたします。万一、届出不備のためイベント等開催不可能となった場合、市及び美園 TM では一切の責任を負いませんので、あらかじめご了承ください。
- (12) 車両による搬入搬出は美園 TM 指定の動線にて行ってください。なお、車両は 10 t 車以下とさせていただきます。
- (13) 広場内にトイレはございませんので、イベント等の開催に際しては、その開催規模に比して必要と考えられる仮設トイレの設置をイベント等主催者にて行ってください。
- (14) 広場には、電気、上下水、ガスの設備はございませんので、必要に応じて主催者にてご準備ください。
- (15) イベント等の内容に応じてイベント保険、スポーツ安全保険等へ必ず加入してください。
- (16) 感染症対策を計画のうえ、徹底してください。

※新型コロナウイルス感染症の対応について、埼玉県によるイベント等への協力要請等に従い、感染症対策を計画してください。また、感染状況の変化により要請内容に変化が

あった場合等においては、計画の見直しを行ってください。

※参加者が1,000人を超えるようなイベント、または、全国的・広域的な移動を伴うイベントについては、埼玉県の専用窓口へ事前相談のうえ、了承を得てください。

- (17) 美園 TM より借用した鍵は、ストラップを付けたまま必ず携行してください。なお、紛失等した場合は鍵交換に要する費用をご負担いただきますので、あらかじめご了承ください。
- (18) 利用後は必ず原状回復を行い、ごみは全て持ち帰ってください。広場を毀損、汚損した場合は、イベント等主催者にてこれを修理してください。
- (19) 利用後、イベント等利用報告書を美園 TM に提出してください。
- (20) その他各種法令等を遵守してください。
- (21) その他市又は美園 TM からの指示があった場合は、それに従ってください。

第5 イベント等専用利用の申し込みについて

- (1) イベント等専用利用を申し込みできる方は、次のいずれにも該当しない団体（法人含む）とさせていただきます。なお、以下に該当するか否かの審査については、美園 TM が独自に行うことができるものとさせていただきます。
 - ①暴力団またはその関連団体でないこと。
 - ②暴力団の構成員または暴力団と密接な関係を有する者が所属していないこと。
- (2) イベント等専用利用を申し込みする方は、本ルールに記載されている全ての事項に同意のうえ、美園 TM が定める申込書および必要書類を美園 TM へ提出してください。
- (3) 申し込み内容が次のいずれかに該当する場合は、利用をお断りさせていただきます。
 - ①内容に禁止行為が含まれている、またはその恐れがある場合。
 - ②その他市又は美園 TM が不相当と判断した場合。
- (4) 審査の結果、イベント等専用利用をお断りすることがあります。この際、美園 TM はその理由を明示する義務は負いませんので、あらかじめご了承ください。
- (5) 申し込みの開始日及び期限は下表のとおりです。

| 申込内容 | 申込開始日 | 申込期限 |
|-------|-------|-------------------------------|
| イベント等 | - | 利用月の2か月前の月末 例) 11月利用→9月30日 |

※埼玉スタジアム2002でのJリーグや日本代表等のサッカー試合日調整状況により、利用の確定ができない場合があります。

※第8に記載のある「団体によるスポーツ活動のための専用利用」の日程確定後に空き日がある場合、内容によっては申込期限後でも申し込み可能な場合がございますので、直接お問い合わせください。

- (6) 申し込み時に取得した個人情報は、申し込みに係る業務管理および広場の管理目的で使用させていただきます。ただし、次の場合はこの限りではありませんので、あらかじめご了承ください。

- ①国もしくは地方公共団体等の機関から適法に要求された場合
 - ②法令に基づく場合
 - ③人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
- (7) 美園 TM による利用申込承諾をもって、申込成立とさせていただきます。

第6 イベント等専用利用の利用料及びキャンセル料について

(1) イベント等専用利用の利用料（1日あたり）は次表のとおりです。

| 利用場所 | | 金額（円）※税込 | |
|------|-----------------------------------|----------|---------|
| | | 市内団体 | 市外団体 |
| 舗装広場 | 全体利用（約 16,000 m ² ） | 140,000 | 280,000 |
| | 1 / 2 利用（約 8,000 m ² ） | 70,000 | 140,000 |
| 草地広場 | 全体利用（約 8,000 m ² ） | 40,000 | 80,000 |
| | 1 / 2 利用（約 4,000 m ² ） | 20,000 | 40,000 |
| その他 | | 無料 | |

※門扉を全て施錠して専用利用（広場全体を専用し、一般利用を禁止）する場合は、使用箇所が一部であっても全体利用が必要となります。この場合の利用料は、舗装広場全体+草地広場全体の金額となります。

※別紙「イベント開催可能区画図」記載の内容と異なる利用を行う場合は別途調整とします。

※準備・後片付けがイベント等の前日や翌日等にまたがり、第2（2）で定める供用時間内にその作業が発生もしくは設置物等が残存した状態となる場合は1日（もしくは0.5日）に換算し、上表の利用料が必要となります。（7:00～12:00(AM)もしくは12:00～供用時間終了(PM)の利用の場合は0.5日に換算し、AM・PMの時間をまたぐ場合は1日に換算。なお、イベント当日については0.5日という取扱いはありません。）

例) 前日 20 時から準備(0)→イベント等当日(1)→当日中に撤去完了(0) = 利用料 1 日分

前日 12 時から準備(0.5)→イベント等当日(1)→翌日 7 時に撤去完了(0) = 利用料 1.5 日分

前日 10 時から準備(1)→イベント等当日(1)→翌日 9 時に撤去完了(0.5) = 利用料 2.5 日分

前日 14 時から準備(0.5)→イベント等当日(1)→翌日 15 時に撤去完了(1) = 利用料 2.5 日分

前々日 12 から準備(1.5)→イベント等当日(1)→翌日 12 時に撤去完了(0.5) = 利用料 3 日分

(2) 次に掲げる専用利用の場合、利用料は免除とします。

①市または国、他の地方公共団体その他公共団体並びに公共的団体において公用若しくは公共用または公益事業の用に供する場合（例：市が主催・共催等するもので、市が申込者になる場合）。

②自治会等の地域団体が主体となった地域の行事・催事。

(3) 利用料は利用承諾の通知日から 14 日以内（通知日は起算しない）に美園 TM が指定する口座へ支払うものとします。

(4) キャンセル料は次表のとおりです。利用承諾の通知日以降は、キャンセル料の対象となり

ますので、ご注意ください。

| | |
|--|-----------|
| 開催日の 30 日前まで 例) 10 月 31 日の場合 10 月 1 日まで | 利用料の 30% |
| 上記以降 | 利用料の 100% |

第7 利用承諾の解除及びイベント等の中止もしくは停止について

(1) 次の場合、利用承諾の解除又はイベント等の中止もしくは停止とさせていただきます。なお、市及び美園 TM は、利用承諾の解除又はイベント等の中止もしくは停止により生じる一切の損害を負わないものとさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

①「第3(1)各号」に該当すると認められた場合。

②申込書に虚偽の記載があった場合。

③所定の期日までに利用料の支払いがない場合。

④災害、感染症流行等の不可抗力により広場の利用が不可となった場合。

※新型コロナウイルス感染症の対応について、埼玉県によるイベント等への協力要請並びに河川管理者である埼玉県による広場でのイベント等開催の自粛要請等に従ってください。

⑤急な修繕工事が必要となった場合等広場の管理運営上、やむを得ない事由が生じた場合。

⑥イベント等の開催3日前12時の時点で次の状況の場合。

- ・広場が冠水しており、イベント等開催日までに水位が下がる目途が立っていない。
- ・イベント等の開催日に大雨、大雪、暴風、暴風雪、洪水のいずれかの警報の可能性がさいたま市に発令されている。

⑦イベント等の開催期間中に、広場が冠水している、もしくは大雨、大雪、暴風、暴風雪、洪水のいずれかの警報がさいたま市に発令された場合。

⑧イベント等の主催者が本ルールに定める事項に違反した場合。

⑨市や美園 TM、美園地区周辺施設の信用を失墜する事由が生じた場合。

(2)「第7(1)⑦」の場合は、来場者等を直ちに調節池の外へ退去させるよう徹底してください。

(3) イベント等開催前に「第7(1)①、②、③、⑧、⑨」の事由により利用承諾の解除となった場合は、キャンセルとみなし「第6(4)」で定めるキャンセル料を申し受けさせていただきます。

(4)「第7(1)①、②、⑧、⑨」の事由によりイベント等の中止もしくは停止となった場合は、事由の如何に関わらず支払いいただいた利用料は一切返還いたしませんので、あらかじめご了承ください。また、発生した実費についても後日お支払いいただきます。

(5)「第7(1)④、⑤、⑥」の事由により利用承諾の解除又はイベント等の中止もしくは停止となった場合は、支払いいただいた利用料を全額返還いたします。また、「第7(1)⑦」の事由によりイベント等の中止が決定した場合、支払いいただいた利用料の30%を差し引

き、残額を返還いたします。なお、返還の際の銀行振込手数料は、美園 TM で負担いたします。

第8 団体によるスポーツ活動のための専用利用について

- (1) 「第2(2)」の供用時間内において、10名以上の団体によるスポーツ活動（企業や個人等の営利活動でないもの）のための専用利用が可能です。ただし、広場全体の専用利用はできませんので、カラーコーン等で利用箇所の明示が必要です。
- (2) スポーツ活動での専用利用にあたっては、事前に利用団体登録を行う必要があります。
- (3) 利用料及びキャンセル料は無料となります。
- (4) その他は第4及び第5、第7に準拠しますが、申し込みの開始日及び期限は下表のとおりです。

| 申込開始日 | 申込期限 |
|-------------------------------|------------|
| 利用月の前月の10日 例) 11月利用→10月10日 | 利用月の前月の20日 |

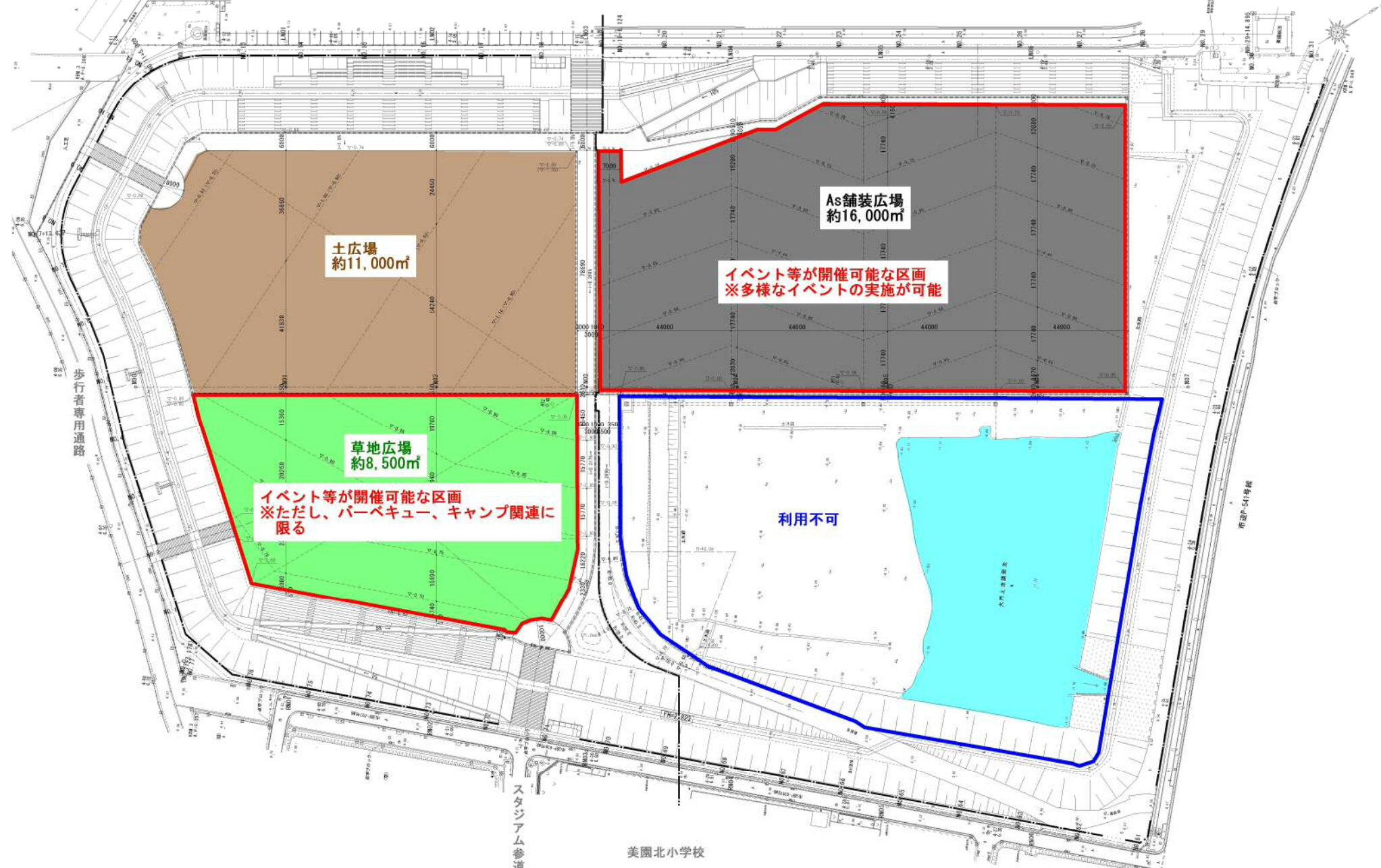
※申込期限時点で申し込みが重複している場合は次の優先順位に基づいて抽選とさせていただきます。なお、抽選は美園 TM 指定の方法とさせていただきます。

| 優先順位 | 分類(定義) |
|------|---|
| 1 | 市内団体（代表者が市内在住又は在勤、かつ、団体構成員のうち代表者含め10名以上が市内在住又は在勤） |
| 2 | 市外団体（市内団体以外） |

以上

イベント等開催可能区画図

埼玉スタジアム2002公園



土広場
約11,000㎡

As舗装広場
約16,000㎡

イベント等が開催可能な区画
※多様なイベントの実施が可能

草地広場
約8,500㎡

イベント等が開催可能な区画
※ただし、バーベキュー、キャンプ関連に限る

利用不可

歩行者専用通路

スタジアム参道

美園北小学校

自治会等による地域活動や、スポーツ活動（いずれも「販売行為等の営業活動」でないもの）での利用の場合は、利用不可の箇所を除き利用可能となります。本図の内容と異なる利用をご希望の場合は、ご希望に添えないこともございますが、ご相談ください。